

適用要件

下記の(ア)または(イ)に該当する世帯であり、①～④の条件をすべて満たす方が対象です。

- (ア) 満65歳以上の高齢者世帯、母子および父子世帯など
- (イ) 世帯主が重度身体(2級以上)・心身(A判定)・精神(1級)障がい者である世帯

- ①水道料金・下水道使用料等に滞納がない。
- ②八雲町特定滞納者に対する行政サービスの制限を受けていない。
- ③当該年度の町民税について世帯員すべてが非課税である。
- ④世帯の収入額が限度額以内である。

【世帯状況により、前年の収入に対し限度額が適用されます】

世帯状況による収入限度額例(参考)

- ・65歳単身世帯 収入限度額 90万円
- ・65歳夫婦世帯 収入限度額 141万円

【注意】

※収入には、税法上非課税となっている障害年金などの収入や、収入限度額の1.2倍を超える預貯金、仕送りなども収入に含め計算されます。

※適用例以外については、お問い合わせください。

左表に掲げる適用要件に該当し、町長に申請があった低所得世帯を対象とし、基本料金の2分の1の額を軽減します。

【決定方法】
申請書を受理後、内容を審査のうえ、承認・不承認を通知します。

低所得世帯に対する水道料金・下水道使用料等軽減申請のお知らせ



【軽減開始時期】

軽減の申請があった日の属する月の翌月納付分から軽減されます。

【受付開始】7月1日(月)

【手続き(申請)方法】

次のものを持参し、各申請場所で行ってください。

- ・年金支払通知書・給与証明書
- ・預貯金通帳(前年の1月から現在までの収入状況および履歴が分かるものすべて)
- ・障がいを理由とする申請の場合は障害者手帳

【申請場所】

- ・環境水道課業務係
- ・落部支所
- ・熊石総合支所地域振興課

【問い合わせ先】

環境水道課業務係
☎0137-63-2020

JR北海道八雲駅からのお知らせ

営業時間に変更となります

令和6年7月1日(月)より

◎みどりの窓口・改札営業時間 ⇒ **8時10分～16時10分**

◎窓口営業時間外は、多機能で便利な「話せる券売機」をご利用下さい。

オペレーターがご案内いたします ⇒ **対応時間6時45分～22時00分**

※なお12時00分～13時00分は、みどりの窓口でのきっぷの発売は行っておりません。また、その他の時間も他の業務により、きっぷの発売を一時中断する場合がございます。あらかじめご了承ください。

※八雲駅パーク&トレイン駐車場では、営業時間外のご利用方法も変更となります。詳細はご予約の際に駅係員へおたずねください。

◎八雲駅では、函館本線新函館北斗～熱帯(ねっぶ)間の開通120周年記念入場券を7月31日まで期間限定で発売しております。ご来駅の際は、ぜひお買い求めください!

問い合わせ先

JR北海道八雲駅 ☎0137-63-2540

JR北海道電話案内センター ☎011-222-7111【対応時間6:30～22:00まで】

△広告